

島根県医師会認定産業医審査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日本医師会認定産業医（以下「認定産業医」という。）の認定申請に際し、その内容を審査し、円滑な事務処理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の設置)

第2条 島根県医師会定款第51条の規定に基づき、島根県医師会認定産業医審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第3条 この委員会は、認定産業医の申請に伴い、島根県医師会長（以下「県医師会長」という。）の諮問に応じて、その内容について審査を行いその結果を県医師会長に答申するものとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、島根県医師会産業医部会長、副部会長および運営委員をもって構成する。

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は、産業医部会長、副委員長は、副部会長とする。

2 委員長は、委員会の運営を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

(認定産業医申請の手続き)

第6条 認定産業医の称号を受けようとする者は、次に掲げる書類に、登録・審査料を添え、県医師会長宛に提出するものとする。

1 新規登録の場合

(1) 日本医師会認定産業医新規申請書（日本医師会所定の様式）

(2) 医師免許証（写） ただし島根県医師会員は不要

(3) 研修記録（研修手帳、基礎研修修了証の写し、または同等以上のカリキュラムを修了したことを証明する書類等）

2 更新登録の場合

(1) 日本医師会認定産業医更新申請書（日本医師会所定の様式）

(2) 研修記録

(委員会への諮問)

第7条 県医師会長は、認定産業医認定申請書または、認定産業医更新申請書の提出があった時は、その内容の適否の審査を委員会に諮問するものとする。

(審査・答申)

第8条 委員長は、県医師会長から諮問された認定産業医申請書の記載内容について審査を行い、その結果を県医師会長に答申する。

(審査基準)

第9条 認定産業医申請書の審査は、次の各事項について行う。

1 新規登録の場合

- (1) 原則として、島根県医師会員であり、かつ産業医部会員であること。
- (2) 申請書の体裁が整っており、記載内容が正確であること。
- (3) 審査登録料が納入されていること。
- (4) 基礎研修を受講し、合計50単位以上修了していること。

2 更新登録の場合

新規登録の場合の(1)(2)(3)項のほか認定医登録後、生涯研修を受講して合計20単位以上(更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上)修了していること。

(審査後の処理)

第10条 県医師会長は、審査の結果適格と認めたものについては、速やかに日本医師会長に推薦し、また、不適格と認めたものに対しては、その不適理由を付して当該申請書を返戻する。

2 納付された審査・登録料は、理由の如何を問わず還付しないものとする。

附 則

(施行期日)

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。